

避難されている方へのお知らせです!

市では、東日本大震災や東京電力福島原子力発電所事故により、本市へ避難されている方へ、各種支援を行っています。
 ※住民登録の有無は問いません。一部は平成24年3月までの措置です

○**保育園(認可保育所・へき地保育所)**

市内の保育園の入園を可能な範囲で受け入れます。保育料の減免制度あり。 〇 子育て家庭課 ☎72-3128

○**幼稚園**

市内の私立幼稚園の入園を可能な範囲で受け入れます。入園料・保育料の補助制度あり。 〇 子育て支援課 ☎72-3631

○**放課後児童会(小学1~3年生)**

可能な範囲で入会を受け入れます。利用料の減免制度あり。
 〇 児童館 ☎72-3192

○**就学支援**

市立の小学校・中学校に転入学された場合に、世帯の状況に応じて就学援助(学用品・給食費・修学旅行費などの支給)があります。
 〇 学校教育課 ☎72-3171

○**国民健康保険・後期高齢者医療**

市の国民健康保険または後期高齢者医療に加入の方は、前年所得にかかわらず保険料(料)の減免制度があります。医療機関での窓口負担割合が免除となる場合もあります。
 〇 国民健康保険課 ☎72-3123 / 後期高齢者医療 ☎72-3125

〈被災された方で、石狩市以外の上記被保険者証(保険証)を失くした、または被災地の住宅などに置いたまま避難されている方へ〉

保険証を医療機関等窓口で提示できなくても、これまでは氏名・生年月日・住所を申し立てることにより、保険診療を受けられましたが、7月1日(金)以降は、保険証の提示が必要です。住所地の市町村へ連絡し、保険証の再交付を受けてください。

また、7月1日以降に窓口負担の免除を受けるには、免除証明書が必要です。住所地の市町村へ連絡し、一部負担金等免除証明書の交付を受けてください。

○**介護保険**

氏名・住所・生年月日を申し出ること介護サービスが受けられ、保険料・利用料については減免制度もあります。
 〇 高齢者支援課 ☎72-6121

○**障がいのある方へのサービス**

氏名・住所・生年月日を申し出ること障がい福祉サービスや自立支援医療などが受けられ、利用者負担金の減免制度もあります。 〇 障がい支援課 ☎72-3194

○**予防接種**

定期予防接種や任意予防接種が受けられます(接種費用は市が負担)。 〇 保健推進課 ☎72-3124

○**妊婦健診・乳幼児健診など**

各種母子保健サービス(妊婦健診、乳幼児健診、母子健康手帳の交付等)が受けられます。
 〇 保健推進課 ☎72-3124

○**水道・下水道料金**

水道・下水道使用料が免除になります。
 〇 水道室業務課 ☎72-3133

○**市指定ごみ袋**

市指定ごみ袋が無償交付されます。
 〇 ごみ対策課 ☎72-3126

○**図書館**

市民図書館の利用ができます。
 〇 市民図書館 ☎72-2000

税金の特例措置

震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、廃車となった自動車の自動車重量税の還付など特例もあります。

地方税についても、雑損控除の適用による市・道民税の軽減措置、被災した住宅用地や家屋に代わるものとして取得した土地や家屋に対する固定資産税や不動産取得税の軽減措置、被災した軽自動車や自動車に代わるものとして取得した軽自動車や自動車に対する軽自動車税や自動車税等の非課税措置などの特例があります。

問合せ

○**所得税・自動車重量税について**

札幌北税務署 ☎011-707-5111 〇 <http://www.nta.go.jp/>

○**市・道民税、軽自動車税について**

税務課市民税担当 ☎72-3119

○**固定資産税について**

税務課資産税担当 ☎72-3120 / ☎72-6120

○**不動産取得税について**

北海道石狩振興局課税課 ☎011-281-7938

○**自動車税・自動車取得税について**

札幌道税事務所自動車部 ☎011-746-1190

企業の方へ 信用保証料補助金

震災や原発事故の影響による経済環境の急変により、経営に支障が生じている中小企業者等の方へ、信用保証料を補助(上限20万円)します。

対象 北海道中小企業総合振興資金のうち、東日本大震災等関連特別貸付、セーフティネット貸付・セーフティネット災害貸付を利用した方で、次の要件を満たす方

①4月1日~平成24年3月31日までに対象融資が実行されていること

②平成24年3月31日までに、北海道信用保証協会に信用保証料を一括で支払っていること(本年4~6月に北海道信用保証協会に支払った信用保証料については、分割で支払った場合を含む)

③石狩商工会議所または石狩北商工会からあせん書の交付を受けていること

④市税を完納していること(分納誓約中は完納にはなりません)

申込期間 平成24年4月27日(金)まで

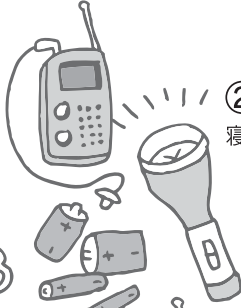
問合せ 商工労働観光課 ☎72-3166

非常時持ち出し袋

(最低限持ち出したいもの)

①飲料水

1人1日3ℓの水
(最低3日分)



②携帯用ラジオ・懐中電灯

寝室にも常備。予備の電池も用意しよう。

③ロープ・軍手

軍手は熱にも
溶けない純綿を!



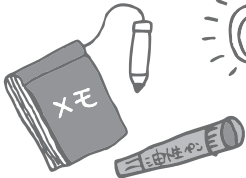
④救急セット

日ごろ服用している薬なども忘れずに。



⑤筆記用具

家族や親せき、知人にメモを
残すのに便利。ペンは何にでも
書ける油性ペンを。



⑥雨具

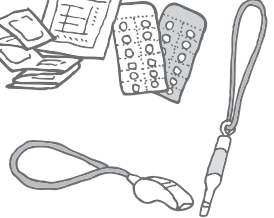
⑦貴重品・現金

預金通帳や健康保険証、薬の処方せん
のコピーなども入れておこう!



⑧ホイッスル

声を出すより体力を
消耗しません。



持ち出すと便利なもの

①調理不要な 缶詰などの食料



②ビニール製 ポリタンク(給水袋)



③下着・生理用品・ 衣類(1人1着)



④ティッシュ、 ウエットティッシュ



⑤携帯用トイレ

(ゼリー状に固める
タイプのものは
においもなく衛生的)



⑥ポリ袋・ごみ袋

(工夫次第で使い方もいろいろ)



⑦ろうそく・ライター



⑧タオル



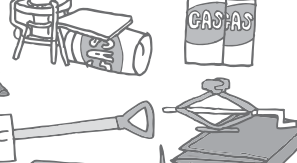
防災は、市民一人一人が
日々の生活の中で災害
に備える心構えが大切
です。防災訓練の参加
や、防災グッズの点検整
備などをお願いします。

そのほか非常用備蓄品

①紙コップ・紙皿・ 割りばし・ラップ



②カセットコンロ・ ボンベ



③避難救助工具

(のこぎり、バール、スコップ、ジャッキ、防水シートなど)

防災・非常時に備えて準備するもの

備えあれば憂いなし!

ポリ袋やごみ袋は、
かっぱや敷物として、

飲料水の運搬用
としても使えますよ!

総務課危機管理担当
和田 照秀



問合せ■総務課危機管理担当 ☎72-3190
✉soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

ここで紹介した非常時の持ち出し品などは、避難所に避難して救済物資が届くまでの生活を維持させるために必要なものです。日ごろから、家族会議などを定期的に開き、家族それぞれが必要なものを用意するようにしてください。また、地震が起きたときの身の守り方や家族が離れているときの連絡方法、避難場所とそこへ行く安全なルートなどを話し合い、決めておきましょう。